

第十六回国会 衆議院 文部委員会議録 第十六号

(四九三)

昭和二十八年七月二十二日(水曜日)

午後四時八分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事天野 公義君(理事坂田)

理事原田 慶君(理事田中)

理事福田榮之助君(理事中村)

相川 勝六君(伊藤)

竹尾 式君(今井)

町村 金五君(石村)

高津 正道君(大西)

野原 霧君(小林)

松平 忠久君(信一君)

高津 正道君(大西)

野原 霧君(大西)

相川 勝六君(伊藤)

竹尾 式君(今井)

町村 金五君(石村)

高津 正道君(大西)

野原 霧君(大西)

相川 勝六君(伊藤)

竹尾 式君(今井)

町村 金五君(石村)

高津 正道君(大西)

野原 霧君(大西)

相川 勝六君(伊藤)

竹尾 式君(今井)

町村 金五君(石村)

高津 正道君(大西)

野原 霧君(大西)

相川 勝六君(伊藤)

竹尾 式君(今井)

町村 金五君(石村)

高津 正道君(大西)

野原 霧君(大西)

相川 勝六君(伊藤)

竹尾 式君(今井)

町村 金五君(石村)

高津 正道君(大西)

野原 霧君(大西)

七月二十一日

高等学校定期制教育及び通信教育振興に関する請願(牧野寛索君紹介)

(第四八二〇号)

私立学校教職員共済組合法制定に関する請願(世耕弘一君紹介)(第四八二一号)

公立学校施設整備費国庫補助増額等に関する請願(大橋武夫君紹介)(第四八二二号)

国旗記念日制定に関する請願(今井正道君紹介)(第四八二三号)

伊勢二所神宮の御正殿、御饌殿及び御火殿返上に関する請願(原田憲君紹介)(第四八二四号)

耕君紹介)(第四八二四号)

の審査を本委員会に付託された。

絡協議会委員長佐藤信保(第一〇五三号)

公立学校施設費国庫負担法の早期制定に関する陳情書(秋田市下中城町)

公立学校施設費国庫負担法の早期制定に関する陳情書(東京都府内公立)

公立学校施設費国庫負担法制定に関する陳情書(東京都港区朝日中学校長)

片岡安外一名(第一〇五五号)

義務教育学校施設整備促進に関する陳情書(北海道議會議長萬田余吉)

陳情書(東京都港区芝新桜田町二十七番地)

改進党東京支部連合会会長桜内辰郎(第一〇四八号)

義務教育費国庫負担に関する陳情書(東京都港北区議長堀野昭輔)

伊勢二所神宮の御正殿、御饌殿及び御火殿返上に関する請願(原田憲君紹介)(第一〇四九号)

耕君紹介)(第一〇四九号)

の審査を本委員会に付託された。

私立学校教職員共済組合法の制定促進に関する陳情書(秋田市下中城町)

公立学校施設費国庫負担法の制定促進に関する陳情書(秋田市下中城町)

老朽あり害校舎改築に対する国庫補助額に関する陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一一四〇号)

台風第二号等による大分県下の被害県庁内大分県私学連合会岩田正外一名)(第一一四一号)

私立学校救済に関する陳情書(大分県内大分県私学連合会岩田正外一名)

公立学校施設費国庫負担法の制定促進に関する陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一一四一號)

公立学校施設費国庫負担法の制定促進に関する陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一一四二號)

公立学校施設費国庫負担法の制定促進に関する陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一一四三號)

公立学校施設費国庫負担法の制定促進に関する陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一一四四號)

公立学校施設費国庫負担法の制定促進に関する陳情書(福岡県町村長会長吉田繁)(第一一四五號)

負担法案に対する修正案を提出いたしました。

第三条第一項第一号中「二分の二」を「三分の二」に、同項第二号中「小

学校及び中学校については二分の

分の「一」を「二分の一」に改める。
第三条第二項を次のように改め
る。

第二百四十九条 第二号に規定する施設に建物、建物以外の工作物、土地及び設備とし、同項第二号及び第三号に規定する施設は、建物とする。
第四条第一項を次のよう改め。

する経費の種目は、当該災害復旧の本工事費、附帯工事費及び設備費（以下「工事費」という。）並びに

第四条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「工事費」の下に

「〔設備費を除く〕」を加え、同項第一号中「本条及び次条において」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2
公立学校の施設の整備復旧に要する経費の種目は、当該戦災復旧の工事費（設備費を除く。）及び事務費とする。

童及び生徒一当りの坪数及び一坪当たりの建築単価」を「その教育を行うのに必要な最低限度の児童及び生徒一人当りの坪数」に改める。
第八条第三項中「第十条及び第十一条において」を削る。

建物、建物以外の工作物土地及び設備の災害による被害の額が一学校ごとにそれぞれ政令で定める額に達しないもの。

附則を附則第一項とし、同項に「施行する」を「施行し、昭和二十八年四月一日から適用する」に改め、同附則に次の二項を加える。

昭和二十八年三月三十一日以前に災害をこうむつた公立学校の施設の災害復旧については、なお前記の例による。

義務教育年限の延長に伴う公

学校の施設の建設に要する経費は、第五条第二項の規定にかかわらず、当分の間、左に掲げる基準により算定するものとする。

一 第四条第三項第一号に規定する建築の坪数は、左の表に掲げる学校の種類別の児童及び生徒の宿舎にあつては、収容する児童及び生徒一人当たりの基準坪数に、政令で定めるところにより算定した当該学校の児童及び生徒の数（寄宿舎にあつては、収容する児童及び生徒の数）を乗じた坪数から、従来の保有坪数を控除した坪数とする。但し、児童及び生徒一人当たりの基準坪数については、当該学校の所在地の積雪寒冷度、当該学校の学級数若しくは一学級の児童及び生徒の数又は当該学校の校舎若しくは寄宿舎の構造に応じ、政令で定めるところにより補正を行うものとする。

附則を附則第一項とし、同項中に「施行する」を「施行し、昭和二十二年四月一日から適用する」に改め、同附則に次の二項を加える。
昭和二十八年三月三十一日以前に災害をこうむつた公立学校の施設の災害復旧については、なお従前の例による。

学校の施設の建設に要する経費は、第五条第二項の規定にかかるらず、当分の間、左に掲げる基準により算定するものとする。

一 第四条第三項第一号に規定する建築の坪数は、左の表に掲げる学校の種類別の児童及び生徒

定めるところにより算定した当該学校の児童及び生徒の数（寄宿舎にあつては、収容する児童

ら、従来の保有坪数を控除した坪数とする。但し、児童及び生徒一人当たりの基準坪数について

冷度、当該学校の学級数若しくは一学級の児童及び生徒の数又は当該学校の校舎若しくは寄宿舎の構造に応じ、政令で定めるところにより補正を行うものとする。

学校の種類	校舎についての児童数
中学校	基準坪数徒一人当たりの児童数
盲学校及びろう学校	校舎についての児童数
二・五五坪	○・七坪
三・二〇坪	三・一〇坪

二、五坪、寄宿舎は三、一〇坪とい
たしております。従つて近き将来にお
いて〇・七坪以上に基準を引上げ、も
つて中学校等の教育を行ふに必要な最
低限度の基準とおなづかく、寄宿舎は

傷寒風の施設を充足するよう措置すべきものと考える次第であります。

第四回 第十二条第一号の災害復旧の場合の適用除外であります、本修正案において国庫負担の対象に建物のほか工作物、土地及び設備をも加えま

したので、これらについてはそれべく政令で定める金額に達しないものは国庫負担の対象としないことにいたしております。

第五に、附則において、この法律は四月一日から適用することとし、なお昭和二十八年三月三十日以前に災害をこうむつた公立学校の施設の災害復旧については従前の例によることといたしております。

以上がこの修正案の骨子であります。從来公立學校施設の整備については、地方財政においてきわめて重要

な地位を占め、ひいては地方財政に圧迫を加え、各地方公共団体に多大の心労を払わしめてゐるのであります。中には学校建築のため自らの生命を絶

つにいたつた痛ましくも尊き犠牲者さえあるのであります。今後かかることのなきよう、そしてまた教育の振興充実を一段と高める意味においてこの修

○社委員長 坂田君外二十四名により
提出の修正案に対しまして御質疑はござ
ります。各位におかれましてはこれら的事情
を十分御観察の上、何とぞこの修正案
に御賛成くださるようお願いいたしま
す。

○辻委員長 坂田君外二十四名により提出の修正案に対しまして御質疑はございません。

ざいませんか——御質疑がなければ、原案並びに修正案に対する質疑は、これにて全部終了いたしたいと存じます。○辻委員長 御異議なしと認めます。されどはこれより原案及び修正案を一括して討論に付します。原田議君。

○原田議員 私は自由党を代表いたしまして、ただいま修正されました公立学校施設費国庫負担法修正案に賛成いたすものでござります。

公立学校施設の災害復旧に対して三分の一の国庫負担をいたし、公共学校の施設の戦災復旧に關し二分の一の負担をするというこの修正案は、私はまことに当を得ておるものであると考えます。地方公團体において地方財政が非常に圧迫されておりまして、從来の二分の一の国庫負担の補助を返上しないければならないというような事例が各所にたくさん見られておるのであります。この際災害復旧に対する国庫負担を三分の一、戦災復旧に対する国庫負担を二分の一と修正されましたことは、まことに当を得たものであると思ひます。

なおこの際申しておきたいことは、附則において、これは当分の間云々と今坂田氏から提案理由の説明がございました。この現在行なわれているところの〇・七坪、この一人当りの坪数といふものは、盲学校、聾学校及び中等学校の現在の基準よりも、近き将来において基準を引上げて施行するといふことは、十分政府において考慮されまして、一日も早く実行に當られるることを希望いたし、以上これによつて私は修

正案並びに修正部分を除く原案に賛成の意を表するものでございます。(拍手) ○町村委員 私は改進党を代表いたしまして、本法案の修正部分を除く部分並びに修正案に対しまして賛成の意を表する次第であります。

今回の法律によりまして、非常な財政困難な状態に陥つております市町村が、これによりましてある程度公立学校の施設を充実することができるようになりますことはまことに御慶賜いたえない次第と見えます。ことに今回のおきまして、災害によりまする国の負担率を二分の一から三分の一に引上げることにいたしたのでありますするが、災害をこうむりました当該町村は、他に各種の負担を非常に多く持つような場合でありますので、学校の復旧のために多額の支出をすること非常に困難な場合が多いのであります。従いまして政府原案の二分の一がさらに三分の二に引上げられましたことは、これらの学校の復旧を促進する上に非常な効果があることと考えます。従いまして政府原案の二分の一がさらに三分の二に引上げられましたことは、非常に困難な場合が多いのであります。従いまして政府原案の二分の一がさらに三分の二に引上げられましたことは、これらの方々も、この修正案が通ることに非常に喜びを持たれておると思ひます。おそれく災害にあつておる現地に於いては、校舎増改築の問題は、実は災害復旧にいたしても、災害復旧にいたしましても、すみやかに合理的な年次計画を立てて解消することが必要であります。(拍手)

○辻委員長 中村梅吉君。 前田議之助君。

○前田(鶴)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつて、賛成いたすものであります。

○野原委員 次に野原覺君。

○野原委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま修正せられました公立学校施設費国庫負担法案に対し賛成いたすものであります。

○辻委員長 次に野原覺君。

○前田(鶴)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま修正せられました公立学校施設費国庫負担法案に対し賛成いたすものであります。

○小林(信)委員 私は先日、九州地方の災害の状況を、国会を代表しまして観察したのでございますが、その際

れて來たのでござりますが、災害復旧、戦災復旧、六・三建築に対する国庫負担の件を法律化いたしたものでございまして、この原案の内容は、御承知のように、負担率と経費の種目などを定めまして、これが施行に必要な事項を政令によることと規定していたのでござりますが、政令が規定いたしましたので、これを法律で規定することに修正することできましたことは、從来の政府当局のやり方よりいたしまして、多分に問題があると考へましたので、これを法律で規定することに修正することことができましたことは、校舎の増改築のためにまことに望ましいことであると思うのであります。ただ私は質疑の際申し上げましたように、校舎増改築の問題は、実は災害復旧にいたしても、災害復旧にいたしましても、すみやかに合理的な年次計画を立てて解消することが必要であります。(拍手)

○辻委員長 中村梅吉君。

○中村(梅)委員 私は自由党、但し第十四控室の自由党を代表いたしまして、ただいま議題になつておる公立学校施設費国庫負担法案並びに修正動議に対し賛成の意を表するものであります。

現在地方費負担の中で、教育施設費が最も負担過重で困難にあえいでおる現状であります。これが原案並びに修正案によりまして、災害復旧については二分の一を三分の二に、あるいは公立学校の災害復旧については小学校、中学校、高等学校、大学いずれも二分の一に修正をせられ、その他所要の修正を加えましたので、修正案並びに修正案を除く原案に対し賛成の意を表しております。今後なお政府にかかるまでは、特に義務教育諸施設の充実については一層熱意を持つて意を注がれんことを強く要望いたしまして、賛成の意をこく簡単に申し上げたいと思うのであります。

なお春日委員から希望条項が出ております点は、同じくわれくの強く希望する点であることをも附加しておきたいと思います。

この法律案は從来政令により実施さ

ただこの際当局に念のために申し上げておきたいのは、補助率が上つたために、起債額に相違ができるおそれもありまして、各府県及び町村においては、起債の点に不利なことのないように十分留意されて、本案の執行に當つては、非常に財政困難な際において、著しく起債の点に不利なことのないように十分留意されて、本案の執行に當つては、非常に要望したのでござります。そこでございまして、この原案の内容は、御承認のうに、負担率と経費の種目などを定めまして、これが施行に必要な事項を政令によることと規定していたのでござりますが、政令が規定いたしましたので、これを法律で規定することに修正することできましたことは、從来の政府当局のやり方よりいたしまして、多分に問題があると考へましたので、これを法律で規定することに修正することできましたことは、校舎の増改築のためにまことに望ましいことであると思うのであります。ただ私は質疑の際申し上げましたように、校舎増改築の問題は、実は災害復旧にいたしても、災害復旧にいたしましても、すみやかに合理的な年次計画を立てて解消することが必要であります。(拍手)

○辻委員長 中村梅吉君。

○中村(梅)委員 私は自由党、但し第十四控室の自由党を代表いたしまして、ただいま議題になつておる公立学校施設費国庫負担法案並びに修正動議に対し賛成の意を表するものであります。

現在地方費負担の中で、教育施設費が最も負担過重で困難にあえいでおる現状であります。これが原案並びに修正案によりまして、災害復旧については二分の一を三分の二に、あるいは公立学校の災害復旧については小学校、中学校、高等学校、大学いずれも二分の一に修正をせられ、その他所要の修正を加えましたので、修正案並びに修正案を除く原案に対し賛成の意を表しております。今後なお政府にかかるまでは、特に義務教育諸施設の充実については一層熱意を持つて意を注がれんことを強く要望いたしまして、賛成の意をこく簡単に申し上げたいと思うのであります。

なお春日委員から希望条項が出ております点は、同じくわれくの強く希望する点であることをも附加しておきたいと思います。

この法律案は從来政令により実施さ

以上申し上げまして、賛成意見といたします。(拍手)

○辻委員長 これにて討論は終局いたしました。これより公立学校施設費国庫負担法案及び修正案について採決いたします。

まず坂田君外二十四名提出の修正案について採決いたしました。坂田君外二十四名提出の修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○辻委員長 起立総員。よつて坂田君外二十四名提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いた原案について採決いたします。たゞいまの修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○辻委員長 起立総員。よつて坂田君外二十四名提出の修正案は可決いたしました。

天野公義君より附帯決議が提出されております。ますその決議の御説明を願います。天野公義君。

○天野委員 大切な議決になりました本法案について、附帯決議を提出いたします。案文を朗読いたします。

公立学校施設費国庫負担法案に

関する附帯決議

本委員会は、公立学校施設費国庫負担の実施に関し、政府はすみやかに左記の措置をとられるよう決議する。

一、災害復旧及び戦災復旧に要する経費の算定基準を政令で定めるにあたっては、従来の基準によるところ、とりえず少くとも最低基準(小学校一人当たり〇・九坪、

中学校一人当たり一・二六坪)まで

の復旧を実現すると共にさらに将

来は原形復旧するよう考慮するこ

と。

二、戦災復旧については少くとも五

ヶ年を限度として措置すること。

以上が決議の案文でござります。委

員各位の御賛同のほどをお願い申し上

げます。

○辻委員長 これより附帯決議につい

て採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○辻委員長 起立総員。天野君の附帯

決議は可決せられました。よつて原案は附帯決議を付し、修正議決せられました。(拍手)

なお報告書の作成につきましては、

委員長に御一任を願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なければその通り決します。

○辻委員長 次に、危険校舎改築促進臨時措置法案を議題とし、審議を進めます。質疑があればこれを許します。

○田中(久)委員 あるいはすでに質問

をせられた方があるかも知れませんの

で、もし重複をしておればお許しを願

ります。質疑があればこれを許します。

公立学校施設費国庫負担法案に

修正議決いたしました。

天野公義君より附帯決議が提出され

ております。ますその決議の御説明を

願います。天野公義君。

○天野委員 大切な議決になりました本法案について、附帯決議を提出いたします。案文を朗読いたします。

公立学校施設費国庫負担法案に

修正議決いたしました。

その次には、「危険校舎の範囲の決

定」ということになります。ちよつと

の第一点であります。

その次には、「危険校舎の範囲の決

定」ということになります。ちよ

答えしにくいと思いますが、一般論で申し上げますと、たとえば大学の教授が、大学の教授という肩書きをつけるから、雑誌等に投稿して原稿料をもらう。これは公的の行為か、私的な行為かといった場合に、多くの場合は、肩書きがついておつても、それは勤務の余暇にいたした行為であって、個人の行為であり、個人の収入である場合が多いのでございます。ただいまの岸田教授の場合も勤務の余暇に、岸田教授及びその研究室に関係しております何人かの方々が、個人の行為として委託を受けて、設計図を作成して、謝金を受けるという場合でありますれば、これはもう個人の収入になつて、数人の方で適当にこれをわけになる性質のものだと思うのでございます。何分具体的の問題につきましては、調査いたしませんとわかりませんが、研究室代表という名義を使つたから、必ずそれは公の仕事だとも言いくらいのじやないかと感じた次第でございます。

必ず公的か、あるいはそうでない場合もあり得るのじやないかという類推、憶測をいたしたわけでありまして、その点につきましては、具体的の問題を調査してから、お答えいたしたいと思います。

○高津委員 それでは、この問題についてもう一つお尋ねしますが、東大教授たる岸田博士は、清水市当局との設計書の中でも、主体工事請負人、すなわち入札参加者として、鹿島組と大林組と竹中組と大成建設と清水組という、この五大メーカーのみを指名し、電気附帯工事の請負人として関東電気工業、沖電気、東光電気の三者を指定して電気工事、排水工事、衛生設備装置工事に至るまで、全部中央の業者を指名しております。主体工事の入札のおるのであります。主体工事の入札の当日、市の市町舎建設委員会が、岸田教授指名にかかる東京の清水組がどうもくさいようだというので、清水組を除外して入札を始めようとしたしましたところ、その前に同教授が現われて、わが国代表的建築業者を加えないということは了解できない、もし清水組を加えないならば、この設計書を引揚げて帰京すると、強硬な態度に出られたので、建設委員会ではやむを得ず清水組を加えたというのであります。そのようなことは、地元の静岡新聞に市会議長が公然その事実を発表しております。特に電気附帯建設工事については、本年初めごろから、山本市長にも、市議会にも、静岡県の電気工事業者の入札のやむなきに至つた次第であります。ですが、岸田教授はこれをも拒否して、前に申しましたように東京の三社のみ

ます。公務員たる教授は學術論文を表することも自由である。雑誌等に論文、隨筆等を執筆することももちろん自由である。他からの依頼によつて各種の建築設計をすることもまた自由であります。私は自分でなければならぬとしても異論はないのであります。ではありますが、入札参加それ自体さへも一種の利権だといわれてゐるこの土建業の入札に関して、主体工事にも附帯工事にも、そのように設計者が入札参加者を指名するということは越権ではあるまいか、行過ぎではあるまいか、私はこのように考へるのですが、文部省はどういう見解を持つておられるのか、お伺いしたい。私はこの問題については、他の大学の教授にただしてみたのであります。設計の場合、追つて書きのよう、きわめて弱い意味で、どこの鉄筋が自分はいいと思うくらい書き込むのはいいが、そういう事例は、そのようなメーカーと岸田博士との間がさすがにいろいろうわざされてしまふだけであつて、あんまりそれは学者のアツシヨジやないか、こう言われておるのであります。文部省はそれでも今のようにルーズに、学者の自由であると、このようにお考へでありますか。これが質問の要旨であります。

意見を述べ得る、または述べなければならぬ責任を持つておるかどうか、これも私はよく知らないのでございまいす。がりにそういうことがなくて、先ほどのお話をのように、単に設計図だけの依頼を受けて設計をした設計者にすぎませんれば、この専門家が設計いたしました以上、その実施につきましても、いい建築者にいい建築をやつてもらいたいと希望するのもいいのじやないかと思うのでござります。その点において、ただ一つの意見として、こういういい建築業者を指名のうちに加えたらいいのじやないかということを意見として述べ、助言するというようなことはあつても、あなたがちとがむべき性質のものではないのじやないか。ただお話をうちに、これを強要したとか、何とかいう点がありますけれども、もしそういう権限を持つていなければ、もちろん強要する権限もありませんし、また強要される市当局の立場でもなかろうかと思うのであります。何分にも、この事実をよく存じませんので、一般的、抽象的にお答え申し上げる以外に方法のないのを残念に存じております。

○ 稲田 政府委員 一般的にいろいろな形態がございます。寄附金というよろしくな場合で、外部から金を受けまする場合はあります。しかし、これは歳入とつて歳出にくずすわけでございます。あるいは委託研究といったよろしい場合に、これはものによりまして、それが国の会計には入りませんけれども、帳簿その他公的に扱いまして、実際國の仕事の余暇に委託研究を受けて実施する、こういう形態のものもございます。あるいは学校に關係いたします研究の法人があつて、教授がやはり勤務の余暇にそこの法人の仕事に關係する、その法人の仕事として終始いたすというよろしい形態もござります。いま御指摘の場合はどういう形態であるか、これは調べませんと、お答えできないと思います。

○ 高津 委員 何もかも調べないとわからないという答弁でありまするが、こういう事例に対してはこうだという答えはあり得るわけなんです。しかしさらに質問を進めましよう。西条八十氏が……〔調べなければわからない。個人の問題じゃないか。〕と呼ぶ者あり

西条八十氏が全国の多くの都市の、多くの会社の社歌の大部分を引受けたところが、あまりに多くて、ほとんど独占的の觀をしておるのであります。われわれの目から見ても、あれがその藝術性のゆたかなものでもないし……〔電車の歌〕と呼ぶ者あり〕いまの電車の歌もあるくらいで、国辱的なものでさえあると私は思うのであります。朝倉文夫氏は銅像などの建設において、ほとんど独占者のような觀を呈しております。しかしこれは別で、問題の岸田教授は、大建築設計の独占者の感があります。そして同博士と大

メークー」とが結んでおるという巷説けもつぱらであります。そして岸田博士のあの研究室は、東京都の都庁舎の設計に際しては、設計料を五百万円とつておるのであります。そうして宇都宮の市庁舎の設計においても莫大な報酬金を得ております。そうして宇都宮の設計図と、今度の清水市の設計図と、同じ市庁舎でありますから、そうかえるわけにもいかぬでありましようが、ほんの一歩ちよつとかえたすぎないもので、三百五十万円とするといふのは、建築指導の部分が入るにしても、あまりにもひどい話だと、そう言われておるのであります。調べた上でと言われるなら、稻田局長、また大達文部大臣は、そこまでをもお調べになるのですかどうですか。そこをちよつと、まず聞いておきたいと思ひます。

○稻田政府委員 先ほど御質問の一番最初に、大学に関連する会計経理、これは個人であるか、公的のものであるか、そういう点は別といたしまして、大学の行政、運営は大学に任せただ設計図は、ある人の設計が、どのくらいの評価が適当であるかどうかといふような点につきましては、これはちよつと文部省といたしましても、そのところではないような気がいたします。これはまあ、事実調べない

○高津委員 清水市は十万人以上の都市であります。そこでこの電気工業家といふものは、それだけの電気工事ができないものではないということは、私は専門家から聞いておるのであります。このメーカーの品を使つてこういう工事をすれば、それにはそれより監督機関があつて、ほとんどだれがやつても同じだというようなものだそうであります。そうしてまた東京からそぞういう業者が乗り出して行つてやるということになれば、宿泊料などがたくさんのかさむので、いよいよ市民の税金がたくさん消費される。何としても、中小企業を助ける意味においても、また技術面から考察しても、地元の業者には、政府事業であれ、多くの土建事業が、みんなこの中央の大メーカーが、教授の手伝いまでてきて、そして中小企業はいよいよ泣くことになるのであります。私はこういうような点を考えましても、教授の職にある人は十分考慮を払わねばならと思うものであります。そこで、わが党から下川儀太郎君が本日文部委員として出席しておられるのであります。この問題について市長等にただされ、実地を調査された下川委員の意見を、あるいはその調査の結果を、われわれは報告として聞きたいと思いますが、これを時にお許しくださることをお願いします。

○坂田(道)委員長代理 文部委員会の問題でないといふようなことを言つておりますけれども、これは明らかに文部委員会の問題として取上げていただきたいと思います。

○下川委員 先ほどから政府委員の答弁を聞いておりますると、何もかも知らない、知らないです。しかしそれが一学者の行過ぎた行為によつて、地方自治が混乱に陥つてゐる、もう一つは、地方の中小企業が圧迫される、この二つの問題が、いわゆる学者の行過ぎた行為によつてなされたことは、一応この文部委員会において、その学者の身分、いわゆる大学の教授の身分から問題を開いて行かなければならぬと思います。それで、まづもう一度お聞きしたいことは、大学の教授が、たとえば工学部の博士が、その設計監督以外に、大企業その他のいわゆる業界の事業に対しても、あるいはまた入札等に対して、指名をするだけの権限を持つておるかどうかということは、これは調査しなくとも、いわゆる監督の立場にある政府当局は、はつきりわかっていると思う。大学の教授がそういう指名入札等の権限があるかないか、それをひとつ明確に御答弁願いたいと思います。

○稻田(政府)委員 その点は、先ほどお答え申し上げましたように、清水市の委員が何かにでも嘱託されてなけれ

は 清水市の機関として進行できなか
いのではないかと思ひます。
○下川委員 よくわかりました。何ら
委員にもなつております。しかも十日
に清水市長に会つたところが、最
初の契約は設計と監督。しかもその料
金は二百五十万円、しかも先ほどの高
津委員から話された通りに、これはあ
くまでも設計監督までの契約です。と
ころが清水市会におきましても、そう
した指名ということは委託してなかつ
た。それが仕様書を持つて来ると、そ
の仕様書の中に、たとえば電気工業
について沖電気、関東電気、あるいは東
光電気というような三つのメーカーを
指定して来ている。そういうふうな
学者それ自体が天くだり的に、いわゆ
る学者の権限を逸脱して、地方自治体
にこれを強庄して来る。それに対しても
自治体は非常に混乱している。しかし
幾たびか折衝した結果、やはりその教
授は、これをがえんせなかつたため
に、今、自治体の問題になつてゐる。し
かも私、きょう通産委員から文部委員
になつたのでありまするが、この地方
の中小企業が——単にこれは清水市だ
けの問題ではない——東大の一教授、
権威ある東大の一教授が、設計監督に
その立場を利用して、全国各都市の建
築の設計、あるいは監督をする場合に
おいて、その有名な人が、これをいろ
いろ指名する場合は、勢い中央の独占
企業と結びついての行為がなされる。
そもそも大学の教授を攻撃するのではあり
ません。今日文科系統、あるいは農科系
統、あるいは理科系統、あるいはま

た政経系統の教授が、先般立派な講演をしておられたが、その中で、世界学術會議に生活白書を提出されておりましたが、實に清潔な、貧困に甘んじた生活をしておる。その一方で、大学を利用して、そうして厖大な設計費をとる。しかも大企業の土建屋と結びつき、あるいは電氣業者と結びついて、そういう指名をやると、いうことは、はたして民主的な日本の社会において、これが学者の立場として得られるかどうか。おそらく大半は、そういうアーチitectural的な学者の行動には反対だと思ひますけれども、この問題は単に清水市の問題ではない。太学の学者の良心と、それから地方の中小企業、今非常に不況にあえいでいる中小企業の防衛と、もう一つは、それらの天ぐだり的な学者、大企業の結託によるフアショによつて、地方の自治体が混乱する。いわゆる地方自治体の民主化を守るために、私たちはこうして叫んでおるのであります。従いまして、單に知らないとか、あるいは性格といふものは、單に良心的にいいものを建てるとか、いい建築をするものではないと思う。すなわち学者の性格といふものは、單に良心的にいいものを建てるとか、いい建築をするため、そのために金がある大資本家と結びついて、そうしてそれにやらせようということも一応考えられますが、学者は自分が研究した研究を、普遍的に、日本的に、世界的にこれを推進していく。そうして技術の遅れた地方のいわゆる土建屋なり、あるいは電氣業者その他の人々を育成する任務があるはずだ。單にナカデミックな、中央の大企業だけを推進する学者のその性格といふものは、これは文部行政にも危

脱した行為と言わなくてはならないと思う。(ヒヤク) そうして教育その自体が、やはり單に中央集権的ではなく、全国的に、平均に、国民の向上を目指さなければならぬ。それと同じよう、大学の教授それ自体の性格は、やはり普遍的に、自分が大学の研究室において研鑽し、努力したもの、やはり業者に、あるいは地方の人々にさせなければならない。そういうことを全然無視し、中小企業を圧迫する、地方自治体を混乱に陥らしめる、そういう大学の教授の行過ぎというものは、やはり徹底的に文部省當局は監督する。そして徹底的に追及する。問題の発生は、大学教授の行過ぎによつて生じたことでありますから、私たちには、それを徹頭徹尾やつていただきたい。それに對して大臣はどうにお考えになつておられるか。

○大連國務大臣 具体的な岸田教授のされたことについては、事實を確かめておりませんので、その点は何んとも申し上げかねます。この点は局長から申し上げた通りであります。ただ私は大学教授として、たとえば清水市と設計に関する契約が、大学もしくは大学の研究室との間にとりかわされて、その結果岸田教授が設計したり、あるいは監督されるというようなことであります、これはまた話が違うと思うのですが、これが社会個人としてさような契約をしてやりますが、大学教授といえども、もちろん個人の面があるのですから、法律的、法律的にこれをどうこうというわけには参らない。もちろん、それほどめったということであれば、これは社会的の批判ということとは別といたしまして、法律的にこれをどうこうというわけには参らない。もちろん、それほどめどうな先生であれば、そういう人に

頼まなければいいじゃないかと言ふれば、それまでのことであります。その場合にそぞり教授が、もちろん個人として設計を受け、また監督を引受けられたことと、思ひのとおりであります。それが一般的に社会では、学者といふものはただ学問、技術の上においてすぐれておるのみならず、大学の教授といふのはは格的にもりつぱであるはずだ、こういうふうに思つておるし、また尊敬もしておるのでありますから、それが事実、世間の批判を招くようなことがないことを私は強く希望するのであります。しかし、ただいまのよう、社会的な批判は別といたしまして、それを法律的に、大学の教授たる職務をそれがために怠つたる、自分の本来の仕事にさしつかえを生ずる、あるいはその仕事をなげうつてしまつて、個人的な仕事ばかりに没頭しておるとかと、いうことになれば、大学の教授との仕事の間に隙間が生ずるわけであります。しかし個人としてやつたということであれば、これは社会的な批別は別といたしまして、それをもつてただちに学者の権限とか、教授の権限とかいう問題ではないのでありますから、これはそういうことのないことを要望したい。やはり大学の先生は、人格においても、学問においても、社会の師表になるような人であつてほしい。こういふことを念願するのであります。その点は一口にいふと、どうしようもない問題であります。御承知の通り、大学には大学の自治といふものがあり

まして、文部大臣が、その教授に対する態度の上では許されないのであります。一般的に、そういう大学の先生が、社会の師表であるような行動をとられるということは、むろん私は希望してやまぬのであります。しかし問題の岸田教授につきまして、その事実はもちらんまだはつきりしたわけでもなし、教授のかりにその事実を調べた結果、大学教授という職責の上において、そういう仕事をしたということであれば、これは確かに問題である。しかし、教授の肩書きを持つた個人が、さようなことをしたということであれば、これは社会の批判にまつといふこと以上に、これが問題をすぐ監督するとか、責任を問うとかいうところまでは、現在の制度の上においては行けないのじやないか、こう思つております。

を建てておいては、居住民の血税をよつて集められたものである。従つてその市民の業者とか、そういう人たまにやらせたいという気持が自治体の中にある。要するに、設計を頼んだままはよかつた。ところが、持つて来たたんに、おれの建築はこれだけではできない。先ほど高津君が言つたように、すべていわゆる附帯工事もきな工事も、一切を指名して来た。ここに問題があるのです。それで研究室に対する報酬は、いわゆる分担方法とか、あるいはまたどのようによれば使用されたかということは、調査局が頼まないものを持つて来た。しかも大学教授として、大学研究所の代表者としてそれがなされる場合には、これは一応大学教授の身分が、こうした中小企業あるいは自治体を非常に混乱に陥らしめたということになってしまいます。しかもこの問題は、先ほどの宇都宮市の設計にもからんでおります。が、宇都宮市がやはり同じように契約をした。そうすると、設計図を持つて来ましたが、やはり同じように指名をして来た。そこで宇都宮市会は、清水市会と違つてこれを拒絶した。そういう権限はあなたにはないはずだといふわけで、拒絶したのであります。そのためにその設計を持つて帰つたといふことは、宇都宮に一つの前例が残つたといふことである。ですから、これは単に清水の問題ではない。やはり貧困な生活を守りせしめるような、学者の良心のない業者と組んで、大学を利用して、そしで地方の中小企業あるいは自治体を混

者があるとするならば、やはり文部省局は、文部行政の立場から徹底的にこれを追続して、そうして明朗な学界にしていただきたい、これが私の考え方であります。あるいはまた、地元の多くの市民たちの考え方であります。本件は単に自治体だけの事件だということではなくて、もはやいたくない。私は、大学の教授の身分、これをやはり明確にします。あるといふことは、この市長のポイントになると思うのであります。これについて大臣はどういうふうにお考をきになつておりますか。

○大連國務大臣 ただいま申し上げましたように、岸田教授については、私ども具体的な事実はつきりつかんでおらぬのでありますから、この人を目標にして言ふことは差控えたいのですが、しかし大学の教授が、道徳的にも、社会的にも、いろいろと批判を受けることのないようだということは、切に望むのであります。今のお話でも、私は清水市の方が、そういうわがままを言うたとすれば、宇都宮と同じようには断つたらよからうと思うのです。私がさつき申し上げたのは、そんなものと契約しなければいいじゃないか、こう言つたのではないのであります。私がさつき申し上げたのは、そういうふうな人ならば、契約しなければいいといえば、それまでのものであるが、しかしなか／＼地方の事情もあつて、そういう行かぬ点がある。こういうふうに申し上げたのであります。お話を個人の問題でありますから、これが趣旨と同じように考えておるのであります。要するに、岸田先生のそういう事実があつたと仮定しても、これは岸田個人の問題でありますから、これが

職務と関係のない限り、文部省としては、そういうことを希望はするけれども、これを追究するとかなんとかいうことは、実はできない状態があるのであります。

○下川委員 個人の問題と言いますけれども、この個人の問題が非常に重大になつて参ります。要するに、大学の名を冠しておることが大きな問題となつて来る。同時に私は、これが非常に重要だと思います。といいますのは、いわゆる大企業と、そういう権威ある学者が結びついて指名をした場合には、押されて来るのは全国の中小企業である。従いまして、通産委員会においても、やはりこれを調査しなければならぬ。同時にまたもつと極端にいえば、もし自治体と学者と、あるいは大企業と結びついたような問題が発生しないとも限らない。これは地方行政、あるいは監察委員会、すべてのものにまで発展するかもしれませんので、これは当局においても、その内容を十分に調査されたい。われくも調査いたします。本質問はこれで保留いたしまして、調査の結果、皆さんのが、いわゆる文部行政の明朗化のために、ひとつ御協力願いたいと思います。

○坂田(道)委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十九分散会

〔参照〕

公立学校施設費国庫負担法案（内閣提出）に関する報告書
危険校舎改築促進臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊付録に掲載〕

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局